

# 日本学生支援機構の給付奨学金制度の概要

## 1. 制度の趣旨

高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学目的及び意思が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とするものです。

## 2. 給付奨学生採用候補者

以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする。

- (1) 家計支持者の平成 30 年度住民税（市町村民税所得割）が非課税であり、家計支持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額が、第一種奨学金の収入基準額以下であること（※1 目安参照）
- (2) 家計支持者が生活保護を受給していること。
- (3) 社会的養護（※2）を必要とする生徒であること。

## 3. 対象者

機構の定める候補条件（上記 2）に該当する生徒のうち、申出のあった者を対象とする。

## 4. 選考の基準

機構が示す「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」に沿って、人物・健康・学力及び資質・家計の要件を最低水準として踏まえつつ、本校教育目標に照らして実施する学習状況の評価に加えて、進学の意欲や目的、進学後の人生設計、家計の状況を含めて総合的に判断する。

## 5. 本校の推薦枠 3 人（平成 30 年度給付奨学金の実績）

ただし、社会的養護を必要とする生徒については、推薦枠にかかわらず、推薦基準を満たす該当者全員の推薦を受け付けます。平成 31 年度給付奨学金本校推薦枠は、今後機構から連絡があります。

## 6. 選考会議の組織

管理職（副校長又は教頭）、教務課長、3 学年主任、3 学年職員、教務課奨学金担当。

ただし、必要に応じて増員することができる。

※1 「住民税非課税世帯の人」の場合の収入・所得の上限額の目安はおよそ次の金額になります。

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
3人世帯	本人、父、母（無収入）	657 万円以下	286 万円以下
4人世帯	本人、父、母（無収入）、中学生	747 万円以下	349 万円以下
5人世帯	本人、父、母（無収入）、中学生、小学生	922 万円以下	514 万円以下

※2 社会的養護を必要とする人

18 歳となった時点で（申し込み時点で 18 歳になっていない人の場合は、申し込み時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親